



写190 各地より寄せられた慰問袋（赤石屋提供）

各宮家御下賜金  
城崎町  
内川村

義捐金  
城崎町  
内川村

個人分配  
個人分配  
公共事業

四一九円二五銭  
四五円六一銭  
一五万四七五四円〇〇銭  
二六万六〇二九円〇〇銭  
一万一九八四円〇〇銭  
一万五七七二円〇〇銭

内川村  
個人分配  
公共事業

このほか食料品・衣類・日用品など、また慰問袋もぞくぞく送られて來た。

地震がややおさまった頃、湯島には内川村消防団と中竹野消防団がかけつけた。月見橋から奥への延焼を食い止めたのは中竹野消防団である。飯谷へは来日の消防団がかけつけて完全に消火した。

一方歩兵第四十連隊には、二十三日午後三時四十分城崎郡長から軍隊出動の要請があり歩兵一中隊が出動することとなり、二十三日夜出発二十四日午前一時半城崎に到着した。そして警備・救護・道路の整理等に活動した。

また工兵第十大隊は二十四日午後五時城崎に到着、架橋、電灯水道の応急修理、バラック建築用地の整地をおこなった。

また舞鶴要港部からは、二十四日軍艦春日、駆逐艦山風を津居山港に

派遣し、応急治療品・救護材料・糧食等を供給せしめた（『北但震災誌』）。

震災による混乱の中でこれら軍隊の出動を見たことは、罹災者に非常に大きな安堵感を与えた。

このあと各地からの救援隊もぞくぞく来町し、虚脱状態にあつた住民もようやく立ち上つてまず焼跡の整理にかかり、こうして復興の第一歩がはじまるのである。

## 第四節 震災復興と戦時体制

### (1) 震災復興事業

西村町長の  
復興路線

大正九年（一九一〇）の戦後恐慌以降、日本経済は高度な成長を停滞する。さらに大正十二年（一九二三）九月には関東大震災がおこり京浜地帯は焦土と化し、日本経済は大打撃をこうむつた。昭和二年（一九二七）、若槻礼次郎内閣は、日本銀行の特別融資（震災手形）の処理をして日本経済の体质強化をしようとするが、そのさい一部銀行の不良な経営状態が明るみに出たため、各地で銀行の取りつけ（預金引き出し）があいついで金融恐慌となつた。そのため若槻内閣は総辞職し、あとをついだ政友会の田中義一内閣がモラトリアル（支払猶予令）と日本銀行からの巨額の救済融資によりようやくこれを鎮静化した。このように一九二〇年代の日本経済は、電気機械・電気化学など電力関連の重化学工業の発展がみられたものの、好況の時期をほとんどもたず、恐慌・不況の状態をつづけていた。

一方、大正十一年（一九二二）七月、非合法に、堺利彦・山川均らによつて日本共産党がコミニンテルンの支



写191 被災者を激励して廻る西村町長

部として結成され、翌年党員の検挙で混乱したが、昭和元年（一九二六）に再建された。同年に合法的な無産政党として労働農民党も組織される。そして不況の継続するなかで昭和に入ると大規模な労働争議・小作争議があいつぎ、社会運動は高揚してゆく。

このようななかで大正十四年（一九二五）五月二十三日北但震災がおきた（第三節(5)）。震災後、兵庫県や各新聞社などにより義捐金品の募集がおこなわれ、各罹災町村へ直接送られたもの以外に、総計二二六万九〇一七円の義捐金が集まつた。これは、県知事を責任者とする兵庫県救援本部の管理となり、一部は震災直後の炊出し、負傷手当、衣服などの救急費に使われ、残りは各罹災町村に分配された。城崎町では、この義捐金の総計（城崎町に直接送付分および県救援本部からの分配金）が四七万八八三円となつた。

震災当時の城崎町長は、「豪胆」な名望家の西

村佐兵衛で、彼は震災直後からたんなる復旧にとどまらない積極的な城崎温泉の復興構想をねつた（「石田手記」第8巻・9巻）。そして五月末から六月はじめにかけ、「町民一致ヲ以テ三ヶ年ニ復興セシムルコト」、「宅地ハ此際市区改正ヲ行ヒ町道県道ノ大整理ヲ行フ事、各自ノ住宅地ニ於テモ之カ大整理ヲ併セ行フ事」、「町民住所稍稍安定ノ時期ニ於テ町民大会ヲ開キ此決意覺悟ヲ一致決

議ヲ求ムル事」などの町政方針を定めた（「震災ニ於ケル町民ノ覺悟」）。その後まもなく、町民数百名が参加した町民大会が開催され、西村町長の提案した共同浴場（外湯）の再建、道路・橋梁の復旧と拡張、区画整理、上水道の復旧などを中心とする復興方針が確認された（故伊賀市太郎談・故藤原金太郎談）。

昭和三年七月段階までに実施されたおもな復興事業は、共同浴場再建（政府からの無利息資金一三万五〇〇円、義捐金六万円、浴槽修繕県交付金五九六五円）、土木事業（無利息資金一九万一四四三円で道路・橋梁の復旧と拡張）、区画整理（後述）、上水道の復旧（無利息資金一六万一九〇〇円、昭和二年にほぼ完成）、役場兼公会堂（義捐金四万一〇〇〇円と無利息資金八五〇〇円の計四万九五〇〇円）、町営住宅（「窮民ニシテ資力ナク県営バラックニ住居シ住家ノ建設ヲ為シ得ザルモノ」を対象に六〇戸分、費用は義捐金）などである（「城崎町長退職事務引継ニ付演述書」、「石田手記」第9巻）。

西村町長の路線は、共同浴場の再建を中心として温泉都市を再興するため、公共事業を積極的に実行しようとするものであり、その為の資金としておもに政府からの無利息借入金や義捐金などを使用した。兵庫県当局も、「此際県道ニ於テハ相當改良拡張ノ方法ヲ講スヘク町ニ於テモ大奮發町百年ノ大計ヲ建ツヘク指導獎励」し（同前）、西村町長の復興構想をもとに、県庁の技術者が復興計画を具体的に立案していった（「石田手記」第9巻）。

この復興路線は、「三軒衆」を中心とした有力旅館の利害の貫徹というより、中小旅館・物産店などの城崎町の中間層の幅広い利害を考慮したものであった。共同浴場（外湯）中心の町の復興という根本路線は中間層にとり異存のあるはずがない。また町が肩代わりして（個人返済が不能となると町が弁償）、政府から旅館復

旧資金（利率年四分八厘）五〇万円、産業復旧資金（利率同前）一萬五〇〇〇円を借用し、旅館および商業者の復旧に貸付け、ほとんどの旅館・商工業者がこれを利用した（前掲、「演述書」）。

区画整理の実施　震災を契機に大規模な区画整理が計画された。これは、道路や町の中心を流れる大谿川を拡張して、交通の便を良くする一方で、火災や水害に備えることを目的とし、全地主に公簿面積の一割を町に無償提供させることを含んだ、大がかりで困難な事業である。大正十四年九月に「城崎町復興区画整理組合定款」（城崎町役場所蔵）が定められた。それによると、組合の事務所は町役場内に置き、町長が組合長を兼任し、組合の経費は城崎町で支出することになっていた。

この事業は、石田松太郎町長から兵庫県総務部長への報告書によると、約十二年後の昭和十二年八月十七日にいたつても、まだ完成をみていない（「区画整理一件綴」、城崎町役場蔵）。その要因は、事業着手の最初が震災復興に急を要したため、「土地ノ分割、合併、道路、河川敷等場当リノ処置ヲ為シ居ル為メ、之レガ所有権者相互ノ交渉ト実地ノ測量等非常ニ復（複）雜困難ナル事情ニ遭遇シ」たことや、昭和恐慌の影響を受け「一部〔事業の〕整理完了ノモノト雖モ〔資金の〕回収意ノ如クナラ」ないことであった。そのため、「該事務ノ土地異動筆数ハ分割一千二百口、合併九百口、道路敷四百五十口、河川敷百六十口、地目変換七十口、所有権移転八百五十口、合計三千六百三十口ノ内、二千百五十口ハ漸々完了ニ近キ迄進捗シ居ルモ清算ニ至ラザル状況」であった。

その後、戦時下で事業は中絶し放任されたままとなり、完成は戦後に持ちこされる。昭和二十年十月、久保田順三城崎町長は、城崎町土地整理組合設立発起人代表として、兵庫県の指導により土地区画整理組合を設立

し区画整理の手づき上の整理を完了する目的で案内状を出した。十二月七日、県知事の認可を受け城崎町土地整理組合が改めて設立された。この組合のもとで、おもに金銭面の清算を中心とした事業処理が進み、昭和二十五年三月二十八日の総会で、最終的な事業の完成が承認された（「設立同意書綴」昭和二十年、「換地処分認可申請書綴」）。

**復興資金** 城崎町（豊岡町）は、それぞれ、罹災前人口三四一〇人（一一〇九七人）で死者二六一人（八七人）、家屋の焼失・全潰五四八戸（一二五七戸）、住宅その他の財産被害約一二〇五万円（七三三六万円）などの被害を出した（『北但震災誌』）。城崎町は豊岡町とくらべ町が小さいことに応じて総被害量はすくない。豊岡町は震災復旧事業費として政府から無利息資金五一万三三四七円、公営住宅費借入通信省簡易保険積立金一五万円、同大蔵省預金部資金六万円（いずれも利率年四分八厘）総計七二万三三四七円借用できた（『豊岡復興史』）。これにたいし城崎町は、無利息資金六三万六一八五円、旅館復旧資金五〇万円、産業復旧資金一一万五〇〇〇円（いずれも利率年四分八厘）総計一二五万一一八五円と、豊岡町より多額の復興資金を政府から借用した。

これは震災復興資金決定期（大正十四、十五年）の内閣が、加藤高明内閣、若槻礼次郎内閣と憲政会内閣であり、西村町長が熱心な憲政会支持者であったのにたいし、伊地智三郎右衛門豊岡町長が強固な政友会支持者であったことが大きく作用している。

西村支持派の石田はつぎのように回想している。「当時は民政党〔憲政会〕内閣で加藤高明、若槻礼次郎内相、浜口雄幸蔵相、同次官片岡直温、犬養毅通相の諸公は嘗て<sup>かつて</sup>西村屋旅館に宿泊せられたことがあり、城崎を

表73 総選挙の城崎町政派別得票数

	昭和三年(一九二八) 田中内閣	民政党		その他の 政党会	合計
		三八七票 (七・%)	一五六票 (六・六%)		
昭和五年(一九三〇) 浜口内閣	三六一票 (五・九%)	一七三票 (四・一%)	○	一票 (一・%)	五四五票
昭和七年(一九三二) 犬養内閣	二四九票 (五・二%)	三八五票 (六・〇%)	○	六三四票	六三四票
昭和十一年(一九三六) 岡田内閣	二三六票 (五・九%)	一一票 (一・%)	○	六二三票	六二三票
昭和十二年(一九三七) 林内閣	二四三票 (五・四%)	二七八票 (四・八%)	○	六一二票	六一二票

〔備考〕

(3) (2) (1) 衆議院事務局「衆議院議員総選挙一覧」(各年度)から作成。  
 昭和三年以前は町村別得票数は不明。  
 民政党は斎藤隆夫、政友会は若宮貞夫のリベラルな二代議士の得票が大部分。

常に高い（元来城崎町は政友系の地盤であり、しかも昭和三年総選挙で民政党は野党）ことがあげられる（表73）。

このように城崎町の復興計画は、豊富な借入資金に裏付けられていたが、(4)で示すように、不況の継続するなかで行き詰りをみせ、それが内湯問題発生とその深刻化の背景となつてゆく。

## (2) 学校統合と鉄筋校舎

学校の被害状況 北但震災による学校の被害の概況をみると、城崎小学校は校舎半壊後焼失。地震勃発時に授業中の児童は全部無事で、校長を先頭に教職員が誘導して今津山を越えて避難し、御真影・教育勅語謄本ほか重要書類の大部も搬出した（「御真影」と詔書類は一時今津の植村宅に遷し、翌日初発の臨時列車

認識し城崎に同情を持たれたことも以上の好果を齋藤「もたらされた原因でもあり」、「西村町長は平塚知事、

斎藤「隆夫、憲政会」、若宮「貞夫、無所属、基盤は政友系」両代議士の熱意ある陳情が終ると、それを物足りなしとして、身を投げ出して声涙共に下る

西村君の嘆願はよく大官を動かしたのである（三宅

〔驥二〕博士談」）（「石田手記」第9巻）。

また、この傍証として、昭和三年（一九二八）総選挙

において憲政会の後身である民政党の得票が城崎町で異

で豊岡の郡役所に奉遷した)。幼稚園児は薬師公園で遊戯中で無事であったが、下校中または帰宅後遭難した児童四名、欠席中の在宅者一名計五名の死者を出し、負傷者が数名あつた。

樂々浦小学校は、前年新築したばかりの校舎が全壊したが、たまたま当日全校児童が遠足に出ていたので全員無事であった。ただ留守番として居残っていた用務員が、倒れた校舎の下敷きとなつたが、すぐに助け出されたので犠牲者を出さずに済んだが、学校備品の七割は破損してしまつた。

上山小学校は、小破損程度であったが、校舎が傾斜したため、その復旧費に約一萬円を要したというくらいで比較的軽微であつた。

つぎに『城崎小学校百年史』の「卒業生思い出話」の中から、それぞれの立場からの体験談を抜粋してみよう。

(城崎幼稚園児) 私は幼稚園の遠足で薬師公園に行つて遊戯をしていたら、地震で地上に将棋倒しになつた。地震がしづまつて先生が今のうちに弁当を食べるよう言われたが、恐ろしくて食べられなかつた。

その後、今の中学校裏のトンネルをぬけて桃島に逃げた。

(城崎校低学年児) 尋常二年生でしたが、土曜日で三時間しかなかつたので帰宅しておやつを食べている時だつた。グラグラときたので五メートルくらい逃げたところで、家がつぶれて鴨居に足をはさまれたが、半纏を着た人に助けられ、女中さんに背負つてもらつて逃げた。一夜桃島の線路上で寝たがその晩骨折がうずいた。駅前の赤十字の救急所で治療を受けた後、貨車に乗せられて鳥取赤十字病院に入院した。

三ヶ月程して帰つたが、私を助けてくれたあの人は、いまだに誰だったのか不明のままである。

(城崎校高学年生) 地震の時は粘土工作の時間だった。誰かが「机の下に隠れろ」といったのでそうした。揺れがおさまってから、入口の戸が開かず逃げ道を捜していると、校庭で体操をしていた高等科生が来て「窓を破つて逃げろ」といわれて窓を破つて出た。弁天山に逃げると、今の公民館付近から火が出たので、今津山を越えて逃げた。今津で家族と出会つて救援の握り飯をもらい、その後、愛宕山から極楽寺に避難した。

(上山校児童) 上山校は一・二年、三・四年、五・六年の複式で、地震は二年生のときだった。授業が終つて帰り途、部落の入口付近で、急に山が崩れ木が倒れてきたので地面に伏せたが、地震とは知らなかつた。五・六年の女生徒が「お母ちゃん地震だ」というので知つた。

(樂々浦校児童) 当日遠足で来日山に登り八畳岩のところまで行くと、ゴーという山鳴りがして山や岩が揺れ出した。あの大きな八畳岩がバラバラに崩れ出すようだつた。帰り途で嫁殺しの田圃から見たら城崎の町が燃えていた。

(樂々浦校用務員) その朝全校遠足に行き、私ともう一人だけ残つていた。昼前湯沸場の炭火の上にヤカンをかけた途端に地震が起こり、一瞬のうちに校舎がつぶれたが、ヤカンの水のおかげで火が消えて火事にならなかつた。私は二メートル程逃げたが、揺れがひどくて走れなくなり柱につかまつた時、梁<sup>はり</sup>が落ちて足が下敷にされ意識を失つた。気がついた時はのこぎりで梁を切つて助け出されていたが、足の骨が折れていた。

写192 大天幕で訓辞をうける生徒  
(赤石屋提供)

写193 少年団の焼跡整理 (赤石屋提供)

授業再開の経過

校舎が全壊した染々浦小学校は、五月三十日まで臨時休校し、六月一日から五・六年は川を渡って上山小学校に通い、四年生以下は野外授業を受けた。七月一日旧校舎の修理が完了したので、以後統合まで全校生が旧校舎で学習することとなつた。

城崎小学校については『学校日誌』をたどつてみると、（五月二十四日）岸原視学、中村県属が状況視察に来校、職員は町に出て児童調査を開始、校庭の東南隅に仮小屋を設け、校旗を樹上に掲げて学校本部の表象とした。

（五月二十五日）平塚兵庫県知事が見舞と状況視察に来る。県からテントを借りて学校本部とし、職員は三班に分かれて前日に続き児童調査をおこなつた結果、在留者二六一名を確認した。

（五月二十六日）勅使として黒田侍従が見舞に来町。校庭に張つてある鉄道省の天幕五〇〇坪分を一時校舎に代用して、授業再開の方針を定める。

(五月二十七日) 明二十八日授業再開ときめて、児童に伝達したり、出席簿の作成をしたりで忙しかった。職員の被害状況は、全焼六、全壊一、半壊及破損三、無事二である。

(五月二十八日) 午前九時大テント内で授業再開。集まる者二六七名。まず西村町長が、五日を経てなお虚脱状態にある町民に対し、児童を通じて覚醒せしめようと熱弁を揮つた。続いて校長訓話のあと、希望社(修養団体)後藤静香の講話があった。

当時の校長小西義夫は、四月に着任して早々この厄に会ったのであるが、授業再開日の感動を手記として遺している(一部抜粋)。

「大正十四年五月二十八日、この日は震災後初めての学校なり。在留児童二六七名、その数は半ば以下に減じ居るも、午前八時という定刻、校庭に建てられたる大天幕の下に集合せり。着のみ着のまま何等の携帯品もなく、直ちに受持教師をとりまき、かしこに一団、ここに一団と集まる様、見るもいじらし。焼野に萌え出でんとする若草のそれの如く、当校が震災後僅かに六日、精神的に最も意義ある復興の学校第一日を始め得し事は大なる喜びなりき。

町長西村佐兵衛氏は形ばかりの空箱の壇上に立てり。壇上に立つもしばし言なし。やがて口を開けば、一言一句ことごとく衆人の肺腑はいふをつく。生きる者の喜びを説きてその責務に及び、町民の現状を述べて将来を嘆き、児童の胸底に潜める天真なる力にむちうちて、親を救え、これを激励せよ、町の復興に邁進せよと、声涙共に下り、血の滲み出るが如き熱弁に、聞く者うなだれて真に一大劇的場面を現出せり。やがて希望に満ち来れる児童の眼に、満腔の謝意を表しつつ降壇。(中略) 校長の訓話、希望社々長後藤静香



写194 仮設テント教室での授業風景（今井つな先生）

写195 バラック校舎での卒業写真  
(大正15年3月尋常科)

城崎・内川学  
校組合の経緯

城崎町では本校舎の早期建設をめざし  
て準備を進め、十四年九月の町議会に  
おいて、年度内着工を決定して建築委員五名を選任し、  
九月末には早速第一回校舎建築委員会が開かれた。とこ

出席児童は五月三十一日には三三七名、六月四日には三六三名に達した。この日は朝礼のあと各学級ごとに林間教授を実施した。場所は東山公園・愛宕山・水源地・ホテル公園・校庭・温泉寺・薬師公園を随意使用することとした。そして六月二十六日県が建ててくれたバラック校舎が出来上つてようやく落ち着いてきた。しかしこの校舎は急造なので、何かと不備でとくに真夏には午後の西側教室は耐え難い暑さであった。

氏の講話ありて後、一同宮城を遙拝し、君が代を合唱して皇恩の優渥に答えて将来の更生を誓い、この記念すべき災後第一日の学校を終りぬ（下略）。このあとに、当日集合した職員・児童が自署して記念とした。

ろが十月に入つて内川村から学校統合の申し入れがなされて、当初の計画が変更されることになつた〔十月十四日、建築委員・町長と内川村長・学務委員が学校組合の件につき非公式会議〕（『学校日誌』）。

内川村当局としては、北但震災によつて被害を受けた村内一校の復旧には、巨額の費用を要するのみでなく、将来その維持が困難であることを見通して、この際学校組合を設けて城崎小学校と統合しようと、村議会にはかつて城崎町に申し入れたのである。これに対し城崎町側の対応を西村町長の手記（『創立二十五周年記念誌』に寄せたもの）によると、つぎのように述べている。

県に要求した復興費のうち、学校分として政府の決定した額は、城崎分が八万余円、内川分が三万余円であつた。当時の内川村長藤原氏は、この三万円では上山・樂々浦二校の復興はおぼつかないとして村議にはかり、城崎町と合併して組合立校を建設することを申し入れてきた。そこで私は、その場逃がれの間に合わせでは眞の教育はできない、理想的な教育にはまず理想的な施設が必要であるという基本態度を述べて、農村子弟には歩く能力をつけることが必要と思うから、内川村の全児童が城崎に通学するのならば承知しよう。その代り城崎町は内川村に最も近い場所を学校用地として選定しようと約した。内川村もこれを了承して組合立校設置の問題は一応成立したのである。

ところでその交渉の進んで行く中で、川西部三部落（一見・上山・簸磯）がこれに反対して十五年一月つぎのような請願書を郡長に提出した。

我が内川村は昨夏大震災に罹り、樂々浦尋常小学校は全潰し上山尋常小学校は半潰候に付、此の復興資金として金三万円余を政府より借受出願中の處、現当局は此の資金全額を城崎町に提供し、今回城崎町と

組合学校設立の交渉中なり。然れ共私等一同は、組合学校より寧ろ此の際右二校を廃し高等科併置の一校を新設し、本村農業的教育を施し、温泉華美的風習を避け度候間、左記理由により城崎町との学校設置に反対に付、本村に一校設立致し度候。願くは組合学校設置の件は認可無之様実地御詮議の上、御取扱被下度此の段連署請願候也。

その理由として、「第一に内川村は純農村で生活程度も低く、遊覧地で華美な城崎町の気風とは相容れず、児童がよくない影響をうける。第二に内川村は小さくとも独立村であるから、まず村内二校を一校に減じるべきで、それでもなお教育費が過重である時にはじめて他と合併するのが適当である。今回の措置は順序を誤っているので賛成できない。第三に当局は村の南端の我々の村の子弟を、城崎校へ徒歩通学させようとしているが、その距離は七十余町（約七キロ）あり、三年以下の幼い子供には疲労が多くて学習に支障がある。第四に復興資金三万円は、本村の学校を復興するためのもので、城崎町に提供して当村の学校を廃するのは政府を欺くもので、このような使途ならば我々は借入を謝絶せざるを得ない」などをあげてある。

郡では事態を重視して調停に乗り出したが、以後の経緯を城崎校の日誌で見ると、

(二月二十二日) 内川との学校組合の件につき、岸原郡視学・由留佐助役・北垣上山校長來校。(藤原村長は一月十一日退任、四月二十六日に由留佐助役が村長に就任)

(二月二十七日) 岸原視学学校統合問題調停案をもつて西村町長と会見。

(三月一日) 学校問題につき町会協議会あり。

(三月七日) 学校問題協議会役場にて開催、組合問題は大局的に賛成なるも、位置につきては意見いろいろ

#### 第四節 震災復興と戦時体制

なり。

(三月十三日) 学校組合設置案郡より交付。

(三月十八日) 学務委員、建築委員学校合併の件賛成の意を表す。

(三月二十日) 町会に於いて、城崎・内川学校組合に関する郡長の諮問案決議す（同日内川町会においても議決している）。

つぎにその「学校組合規約」(抜粋)を示す。

第一条 本組合ハ小学校令第六条ニ依ル尋常小学校設置ニ関スル事務ヲ共同処弁スルヲ目的トス

第五条 組合会議員ノ定数ヲ十四名トシ 組合町村長及組合各町村議員中ヨリ選挙シタル者トヲ以テ之ヲ組織ス 但シ町村長職ニ在ラザル時ハ助役ヲ以テ之ニ充ツ 組合各町村ニ於テ選挙スペキ員数左ノ如シ

城崎町六名 内川村六名

第十三条 管理者ハ城崎町長ヲ 副管理者ハ内川村長ヲ以テ之ニ充ツ

第十七条 組合経費ハ前年度四月一日現在ニ於ケル組合町村現住戸数ヲ標準トシテ組合町村ニ之ヲ分賦ス

第十八条 組合町村ノ有スル尋常小学校ニ閑スル設備ハ 本組合事業開始直前ノ日ノ現在ニヨリ之ヲ組合ニ引継グモノトス 但シ学校敷地ハ此ノ限ニアラズ

第十九条 本組合ハ第一条ニ規定スル事務ノ外 組合立尋常小学校ニ高等小学校ノ教科及実業補習学校ヲ併置スルノ事務ヲ共同処弁スルコトヲ得

第二十条 本規約ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 右ハ大正十五年三月十三日城崎郡長神戸元次郎ヨリ両町村ニ

詣問同年三月二十日両町村会ニテ議決セシモノナリ

こうして大正十五年四月一日学校組合立城崎尋常高等小学校が発足したのであるが、新校舎建設までは、旧城崎校を本校とし、旧上山・樂々浦両校を分校として、それぞれ元の校舎に通学することになつていた。ところが、西部三部落は反対の態度を変なかつた。沿革誌に「四月一日、この日上山校区上山・二見・簸磯三部落の児童登校せず（学校組合設立反対の為なり）、而して五庄村に委託教授をなさしむることを迫る。岸原郡視学夜上山校に出張、理非をさとして解決し、二日より登校を承諾せしむ」とあるが、事態はこれで解決したわけではなかつた。三部落は依然として強硬姿勢を崩さず、七月十六日にさらにつぎのような請願書を由留佐村長宛提示した。

○離村請願書（住民八十五名連署捺印）

内川村上山区二見区簸磯区は左の理由に依り本村を離れ、本郡五庄村の所属に転じ度候間、成規の手続  
きに依り実行詮議有之度、此段及請願候也

左記

決議せるによる

右三区は五莊校区に所属し教育を受くるを最も適當と信じ、爾來其の方針にて進む事に三区総会に於て  
決議せるによる

ここにおいて事態放置し難として、郡長、郡視学らが説得に努めるとともに、豊岡町長ほか三カ村長（五  
莊・田鶴野・港）が調停に入り、一方で城崎町長の努力によつて学童通学列車運転の見込がつき、通学問題が  
解決したことであつて、調停和解が成立し、九月八日左の覚書が作成された。

○調停覚書

内川村城崎町学校組合設置紛議に關し、二見・上山・簸磯三区は、当春四力町村長の調停に依り、上山分教場に於て三区の児童を三学年以上六学年迄収容の学級を置く事となりしも、今回仲裁人の尽力に依り、前の学級を廃し左記補助を受け本校に通学するものとす。

記

一、三区児童に対し通學費玄武洞駅より城崎駅に至る汽車賃の九割を、其の年の学期始め四月一日現在の児童数に依り内川村より三区に支給するものとす

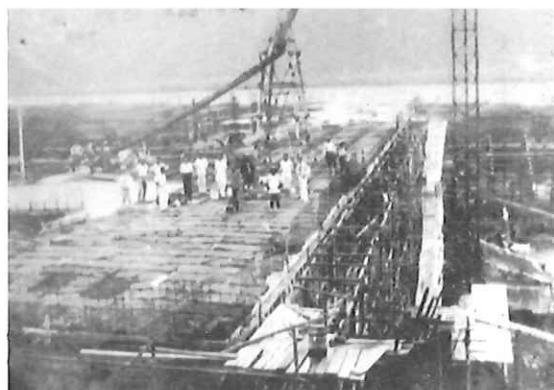
一、三区の本問題に付要したる費用の内金壱百八十円を内川村より補助する事

本調停覚書は本校へ通学の日より実施するものとす。但し費用は此の際支給するものとす（『城小百年史』『内川村誌』による）。

そのあとに、村長・三区長・仲裁人三名が連署している。これでようやく紛擾も解決して、校舎の建築にとりかかつたのである。

珍しい鉄筋  
校舎の建設  
当時県下でも数えるほどしかなかつた鉄筋校舎の建設は、被災後間もない両町村にとつては大事業であつたが、住民の教育に対する熱意がこれを立派になしとげた。新校舎の敷地は西村町長の約束通り町の南端の現在地が選定された。

大正十五年十一月一日、校舎建築指名入札の結果、十二万七千八百円で山虎組が落札した。十一月十八日地鎮祭を挙行して着工、翌昭和二年十二月、三階建鉄筋校舎が竣工した。その間、二年三月にバラック校舎を増



写196 城崎小学校校舎建築風景(『城崎町百年史』)

築して四月一日から上山・樂々浦両分教場の三年以上の児童を併せ収容している（一・二年は分教場に残る）。

新校舎落成式は十二月十八日、知事代理由良学務課長以下来賓二百余名臨席のもとに盛大に挙行された。校舎建設について西村町長は、前記の手記につぎのように当時の抱負と意気込みについて述べている。

「當時小学校の建物としては鉄筋校舎は珍しく、県下では五指を屈するに足る程であった。これを鉄筋とした理由は、第一に木造校舎は二十五年を大体寿命とされているが、この期間内に負債を返却できるかどうかは疑わしいものであり、それに再び校舎改築ということになれば、町の将来に一大暗影を残すこと。第二に耐震耐火性があること。第三に屋上を使用するならば運動場を広くとることを要しないこと。そのほか増築の必要がある時は、つぎ足しが可能である等々であつた。

校舎の設計は、早稲田大学総長高田早苗先生の推薦により、この道の権威で皇室の主殿頭とのおかみを兼任された郷土美方郡出身の同大学教授吉田享二博士になるものである。工事にあたつては、コンクリートも鉄筋も東京に送つて厳密に分析検査された。請負入札は当時日本における著名な業者が集められた。

教室の特徴としては、各学校の教室より殊さらに小さく五間に三間半としたことである。これは将来町

村の財政が困難になつた場合、一学級児童を多くして経費の節減をはかるようなことがあつては、教育上の大問題と考えたにほかならぬ。当時文部省の規則は四間に五間であつて、県はなかなか許可をくれなかつたが、文部省にその趣旨を説明して了解を得、遂に許可されるに至つたのである。

特別教室の備品は、各室とも当時一流の品物を理想に近いまでに買い入れて設備したつもりである。一例を挙げると、理科室備品は島津製作所で一切を購入し、中等学校程度の機械器具をとりそろえた。工作室はモーター・旋盤を初め、諸種の機械工具をそろえ、ピアノは外国製の最高級品を備え付けたのである（下略）。

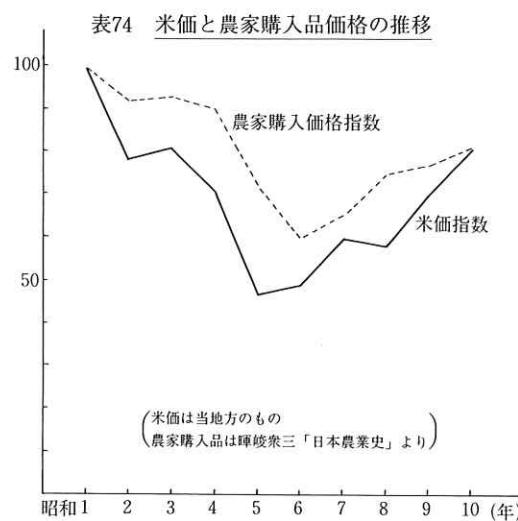
こうして目を見張るような校舎が完成して、昭和二年十一月二十二日からこの校舎での授業が始まつたが、上山・樂々浦両分教場に通学する一、二年保護者の中から、ぜひとも本校に通わせたいという強い要望が出たので、昭和三年二月内川村役場で村民大会を開いた結果「二年生は本校に通学させ、一年生は従来通り分教場におく、但し希望者は本校通学さまたげなし」となつた。それから二年後の五年二月両分教場の廃止が提起され、飯谷部落はいつたん反対したが、県の裁定により四月から廃止することが決定した。飯谷には冬季分教場が設けられることになり昭和三十五年までつづいた。

### (3) 農業恐慌

米とマユ

ここでは、昭和恐慌が「農業恐慌」として城崎の農家にどのような影響を与えたかを見るのだ

が、当時の内川村の行政関係資料が皆無といってよいほどなく、したがつて以下の文中、不適当ではあるが、幸い得られた城崎町関係の例を多く引用している。とくに地方振興・時局匡救の土木事業につ



いては、農村ではない城崎町において、それほどの実効をあげたとは思われないが、内川村の資料が得られないためえて記録することにした。

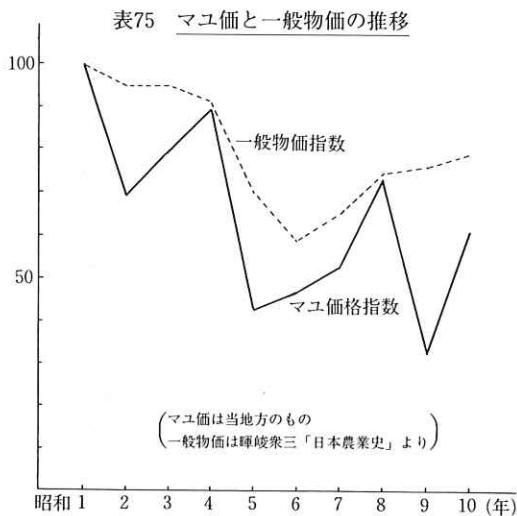
昭和五年（一九三〇）六月二十五日、生糸価が大正三年來の暴落を見せた。生糸価の変動はそのままマユ価の変動となる。

さらに同年十月三日には、米価が、その年大豊作との予想の中で大暴落を記録し、ついに大阪・東京の米穀取引所はその立合いを休止のやむなきにいたつた。

米価とマユ、この二つは当時の日本の農業の二大生産物として農家の経済を支えていた。これの大大幅下りによつて、農家の経済は徹底的な打撃を受けることになつた。

こうして昭和恐慌はそのしわ寄せをもつとも集中的に農家に向け、日本の農業史上最悪の事態である農業恐慌に突入し、「キャベツ五〇個で敷島ひとつ」といわれた農産物価格全体の暴落を迎えるのである。當時タバコの敷島は一個一八銭であった。

それでなくとも当時城崎町は北但大震災による打撃を受けたあとであつて、町財政の苦しい時代であった。昭和四年の「城崎町事務報告書」は、そのようすをつぎのように記録している。



「逐年ノ不景気ハ益々深刻ヲ加ヘ当町未ダ完全ナル復興ヲセサル途中ニアリ、此経済界ニ直面シテ各般ノ施設ニ尽瘁セルモ其効果極メテ貽ナリ、大勢ノ推移ハ蓋シ止ムヲ得サルモノアリ」

農産物価格の低落 農業恐慌による農産物価格の暴落は城崎においてどのようにであったのか、『兵庫県統計書』の記録を手がかりに、米・マユについて調べてみると、昭和四年内川村においては米の収穫高二一六三石、その価格は五万二八九六円であった。それが昭和五年、米の収穫高二一〇〇石、その価格は三万四〇九四円となつた。これを一石当たりにすると、昭和四年二四円四五銭、昭和五年一六円三銭となり、実に八円二二銭(三三・六%)の下落となつた。城崎町においては、昭和四年の米の収穫高五〇八石、価格にして一万二八八六円、昭和五年には六八七石に対して一万一四四三円であった。この年昭和五年の『城崎町事務報告書』は、「前年ニ比シ一七八石ノ增收ナレドモ、米価下落ニ依リ価格ニ於テハ一四四三円減セリ」と悲痛に記録している。

米価がこのように下落したのは、世界的な農産物価格暴落の影響や、国内の不況によって米消費量が減少したことのほかに、世界大戦中米の不足に悩んだ政府が、朝鮮・台湾で米の改良増産運動を進めてきた成果がこの時期にみのり、価格の

安い多量の外米が内地米を圧迫したのである。農林省の『米穀要覧』によると、朝鮮・台湾からの米の移入は、四、五年には七百万石台であったものが、六、七年には一千万石台に増えている。また価格についてみると、台湾産の神戸標準相場は一石当たり四年には二三円四七銭、五年二三円五七銭、六年一四円三三銭、七年一七円二銭であつて、内地米に比べて非常に安価であつた（『兵庫県百年史』）。

ちなみに豊岡地方を中心とする但馬産の米価は、四年には二六円八四銭、五年一六円六四銭、六年一七円四〇銭、七年二一円五二銭であつた（『神美村誌』）。

マユについては、内川村において昭和四年七〇七五貫の収穫で価格は五万二七七円、昭和五年七四五二貫の収穫で三万三九七五円であつた。また城崎町においては、昭和四年六五七貫の収穫、価格にして四七二六円が、昭和五年には九八二貫の増産となつていてもかかわらず、マユ価の下落により価格は三四〇七円と大幅な減収となつていている。

マユの価格は日本の代表的な輸出品であつた生糸の値段に影響される。日本の生糸はそのほとんどをアメリカに輸出していた。ところが、そのアメリカは世界恐慌の震源地として不況の最中にあり、加えて丁度その頃、アメリカは化学繊維の開発・工業化をすすめていた。そのため日本は生糸は輸出先を失い、日本の蚕糸業界と養蚕農家を窮地に追いやることになつたのである。

恐慌であるから、物価は当然すべての品目に渡つて下落したが、他の物価は農産物価格の下落ほどひどくはなかつた。そのために農産物価格と農家購入物資とのシェーレ現象（鉄状価格差＝一定の期間において農産物と農家購入物資の価格指數にひらきが出てくる現象）が拡大し、農家の経済の立ち直りをますます困難なもの

とすることになった。

農家経済の実情その低落は同様であった。

### たとえば内川村における木炭(白炭)

の生産量と価格の変化は、(表76)にみられるとおり、昭和三年は十

貫目当り三円二〇銭であったものが、昭和五年には一円となり、七年にはついに二円を割ってしまっている。そしてこんな状態は昭和十年をすぎてやっとすこし元にもどつてくる。そんな中で昭和五年から生産量が増加しているのは、米価・マユ価の大暴落による収入減をおぎなうための増産であった。

農産物価格の低落に加えて農家経済の重荷となっていたのは租税および公課の負担であった。『兵庫県百年史』によると農業恐慌下の農家租税公課負担は、表77のごとくである。農家の現金収入が減少していく中で、ほとんど固定的な公租公課の相対的負担増は、農家の家計を強く圧迫していった。

公租公課の負担の重さは、当然のように公租公課の滞納となつてあらわれた。昭和八年の『城崎町事務報告書』は、「深刻ナル経済界ノ不況ノ余波ヲウケ重大ナル納税義務が等閑に附セラルル傾向アルハ洵

表76 内川村における木炭(日炭)の生産量と価格

昭和(年)	生産量(貫)	価格(円)	10貫目当価格(円)
3	27,900	8,928	3.20
4	27,700	8,470	3.06
5	43,400	8,680	2.00
6	42,000	9,240	2.20
7	44,640	7,882	1.77
8	44,840	8,070	1.80
9	31,104	5,598	1.80
10	19,080	4,388	2.30

(兵庫県統計書による)

表77 農村恐慌下の農家租税公課負担

(単位 円)

		昭和4年	昭和5年	昭和6年	昭和7年
自作農	A 現金収入	1,262	842	662	786
	B 公租公課	122	116	100	100
	B/A(%)	9.66	13.77	15.10	12.72
小作農	A 現金収入	1,017	559	551	601
	B 公租公課	28	25	26	27
	B/A(%)	2.75	4.47	4.71	4.50

(「兵庫県百年史」)

表78 昭和6年度農家収支状況  
(単位円)

農家総収入	480.49
農業経営費	168.44
租税公課	89.01
生活費	340.90
差引余剰	-117.86

・但馬地方米・養蚕農家138戸平均

(「兵庫県百年史」)

ニ遺憾トスル所ナリ、整理ノ為メ税務主任並ニ傭人ト共ニ銳意之レガ督励ニ努力シ各種会合等ヲ利用シ其ノ徹底ヲ期セリ」と記録している。このことは何も農家に限つたことではないが、農家がもつとも深刻な状態にあつたことは疑う余地がない。

加えて農家の収入に打撃を与えたのは賃金収入の激減であつた。兼業またはそれに近い形で賃金収入を得ている者の多かつた城崎・内川の農家は、解雇や賃金の切下げによつてその収入は減少せざるを得なかつた。そのうえ都市から職を失つて帰村する者を抱えこむ農家まで現れるしまつであつた。

このようない農業恐慌下において、但馬の昭和六年度一戸当り農家収支状況をみると表78のようになつていて、その經營は大幅な赤字經營であつたことがわかる。

けれども城崎においては、その深刻さは比較的軽く、「東北地方のように女子を僅かの金で身売りさせたという話は聞かないから、米価が安いながらも普通にとれた証左であり、土地柄を喜ぶべきであろう」と『内川村誌』は記している。

全国的には、学校に弁当を持つてくることの出来ない児童が増え、とくに東北地方では「娘の身売り」が盛んにおこなわれ、村役場の前に「娘身売りの場合は当相談所へ」と掲示を出した所さえあつたという悲惨なりさまだったのである。

農業恐慌に苦しむ農村の実情は、昭和七年農村救済請願運動を生み出し、同年七月には文部省が農村漁村の欠食児童が二十万人を突破したと発表するなど、憂慮すべき状況となつた。そんな中で政府は同年八月、第六三臨時議会（いわゆる時局匡救議会）を開き、農業恐慌に対応する農業政策の基本方針をうちだした。

その主要な農業恐慌対策は、米価対策、負債整理対策、時局匡救事業の三つであつた。

この内、政府がもつとも積極的な恐慌対策として財政措置をしたのが時局匡救事業である。先に述べた時局匡救議会で通過した農村関係予算総額の七九・五%にあたる八六〇〇万円がこれにあてられ、昭和七年から昭和九年に渡つて実に八億六〇〇万円、地方費をふくめると一六億円を支出している。その内容は、農村振興のための道路建設、河川改修、治山治水などの公共事業をおこし、農民に労賃収入を与えるようとしたものであつた。

城崎町においては、昭和七年十一月、地方振興のために農業土木事業を行つとして、城崎町桃島字家ノ上九八四番地ノ一にある山林九反一畝一七歩と、同所九八四番地ノ二にある山林一町歩の内五反三畝十歩を畠に開墾している。これに要した費用は三八九円であった（『町議会会議録』）。

また翌八年になると、同じく地方振興土木事業として、城崎町今津字觀音浦の荒地五反五畝の開墾をおこなつ

ている。さらに、時局匡救事業として村道の開設事業をおこなつており、その概要はつぎのとおりである。

工事施行箇所

城崎町湯島字岩神口

工種

車道

延長 三三二七・二メートル

幅員 一・八メートル

工事費 五〇〇円

#### (4) 不況と内湯問題

**内湯問題** 昭和二年（一九二七）十一月、片岡郁三（三木屋、平八郎の長男）は、城崎警察署（兵庫県）に、  
の発生 内湯設置のための家屋建築許可の申請をした。これにたいする参考意見を城崎警察署長から求められた西村佐兵衛町長（兼湯島区会議長）は、区会に諮り、区会は十二月一日内湯不許可の答申を決議した。  
同日、町会も区会の答申にそう形で、区会と協議のため三名の委員を選出した。

城崎警察署の調査によると、当時「町民ノ大部分（町會議員十三名中七名区會議員十五名中十二名宿屋業者八十六戸中七十九戸町民七百二十九戸中六百九十八戸）ハ〔内湯に〕絶対反対ヲ呼ヒ居ル実情」であったといふ（『城崎温泉史料集』）。

その後、昭和二年十二月十二日に城崎温泉宿屋組合（頭取、西村六左衛門）は内湯設置反対決議をなし、十九日長延連兵庫県知事宛に内湯出願者に申請書を撤回するように指導を願う陳情書を提出した。さらに、昭和三年四月十五日城崎町内湯反対町民大会（座長結城寛）が開かれ、五月十五日には城崎町内湯反対同盟会（代



写197 当時の片岡平八郎（三木屋屋先代）

表、結城寛）の名で、内湯設置の不許可と泉源掘鑿既得権の撤去を県へ歎願した。これは、県から五月十日付をもって、内湯の既得権者四名（「三軒衆」と石田松太郎）にたいし昭和五年三月三十日まで浴客用として使用停止（四月一日から内湯許可になる可能性を残す）の旨示達せられたものであった（同前）。このように城崎町の内湯問題が始まり、当初から町民の内湯反対の声は強かつた。

内湯問題の前提として、第一に、第一次大戦後の城崎町の経済的地盤沈下と、内湯を導入した大都市近隣の一部温泉地の繁栄があげられる。戦後不況下の城崎に北但震災の打撃がくわわり、昭和二年の金融恐慌から昭和五年に世界恐慌の影響による昭和恐慌と不況が継続し、城崎町の復興と繁栄はさらに困難になつてゆく（六五〇頁の表57）。おりしも第一次大戦後から昭和初期にかけて、観光資本は温泉地に進出し交通や宿泊施設の整備など温泉の近代化を進めており、従来の共同浴場

中心の温泉地の多くが内湯中心に変わりつつあつた。熱海はその顕著な例で、大正十二年以降大湯（外湯のひとつ）中心の古い慣習秩序が完全に解体して泉源の自由開発が始まり、国鉄熱海線の開通（大正十四年開通、東京から三時間となる）もくわわり、浴客が軽便鉄道時代の年間約三万五〇〇〇人から七五万人へと飛躍的に増大している（『温泉権の研究』）。

第二の前提は、旧慣上の温泉利用権が明治以降民法のなかで明確に規定されず不明確なままに放置されたことである。温泉利用は元来地域社会（村落）の住民により共同的に支配されており、温泉にたいする権利（温泉権）の現実の慣行の多くは、近代的な法体系・法観念——とくに近代的私有財産制度・私的所有権——と同じく、明確な民法の規定もなく、その地域の慣例や力関係にゆだねられる結果となっていた。城崎町においても、泉源およびその土地を所有している権利と、温泉全体に関する権利（泉源は地下でつながっていることが多く、他の泉源にも影響を与える）等の関係が十分に明文化されていなかつた。

片岡平八郎・郁三父子は、第一次大戦後の城崎町の経済的地盤沈下と自己の旅館経営の不振を内湯設置で打開しようとして、みずからの土地にある泉源利用の権利を主張したのである。

これにたいし、内湯反対派の論理も当初からほぼ出尽している（『城崎温泉史料集』、『城崎温泉新泉源掘さく拡充計画書』、藤原談・伊賀談）。

それは第一に、片岡一軒に内湯を認めれば、それと対抗上、泉源を所有している他の三軒の有力旅館をはじめ、土地を所有し泉源を掘さくし得べき者総計三五人が内湯設置に動く可能性があり、乱掘で城崎温泉全体の衰亡を招く恐れがあることである。現実に、内湯問題発生の直前において、城崎温泉の湧出量は、「六ヶ所の公衆浴場を維持するに汲々たる」状況で、その後も「共同浴場ノ泉源スラ十分ナラザル状態」がつづいた。

第二に、内湯が実施されると、外湯を再建し入浴料収入で復興資金の返還という西村町長の震災復興路線がくずれ町財政が行き詰る恐れがあり、内湯問題が長びくだけでも外湯の再建が滞り復興事業の障害となることである。



写198 昭和3年に完成した一の湯

第三に、泉源所有の有無や資力の関係で（とくに当時は震災と不況で資金難）内湯設置能力のない多くの中小旅館はますます経営が困難になるのみならず、内湯実施の結果入湯客の外出する機会が減少し、物産店（土産物店）、その他の商店の経営にも影響をおよぼす恐れがあることである。

これら内湯反対派町民の論理を法律上で補強するものは、城崎町には共存共榮主義にもとづく内湯不許可の慣行があつたということである。震災直後に西村町長が町民大会を開催し、町民が外湯中心の復興路線に同意したこと、内湯反対論の道義的な支柱となっていた。

また留意すべきは、内湯反対派の多くは、震災と恐慌という二重の打撃を受けた状況下で有力旅館のみがさらに優位に立つような内湯設置に反対しているのであり、「内湯設置ハ現在ノ要求時勢ニ適応スルノ施設ナルコトヲ否定スル者ニ無之候得共、當時現下ノ状勢力直ニ以テ之ニ共鳴シ之ヲ謳歌シ能ハサルモノアルヲ如何セん」（城崎温泉宿屋組合の内湯反対陳情書、昭和二年十二月十九日）と、いかなる条件下においても内湯設置反対を唱えているわけではないことである。

西村町長  
の辞任

西村町長は、町財政への影響なども考慮して温泉の内湯使用は一時停止し、内湯の諾否については温泉調査会をつくり専門家の調査をまつて決定するという条件で町有力者と県の諒解を求め内湯問題を円満に解決しようとした（「行政裁判調書」昭和

六年七月三十日）。西村町長のこの姿勢は、内湯反対派に配慮しているものの、積極的な内湯反対論ではない（もう一人の「三軒衆」西村六左衛門も同様）。これが、町政の実権が内湯反対派に掌握される昭和七年以降において、「三軒衆」の町政への影響力が低下する要因となつてゆく。

さて、町會議員の多数（一二名中九名という）が内湯反対を要求して辞職の構えさえみせるなかで、西村町長の調停への努力にもかかわらず、昭和三年六月十四日上池徳顕城崎警察署長は片岡郁三にたいし内湯浴場建築の許可をなした。このため大紛糾がおこり、町当局は收拾不能となり、西村町長、村上巳之助名誉助役、稻垣精一郎有給助役らの町幹部が辞職し、六月十六日付で県から藤綱幸二地方課属が町長職務管掌に任せられるという異常な事態が生じた（『神戸新聞』昭3・6・17、「神戸又新日報」昭3・6・17）。

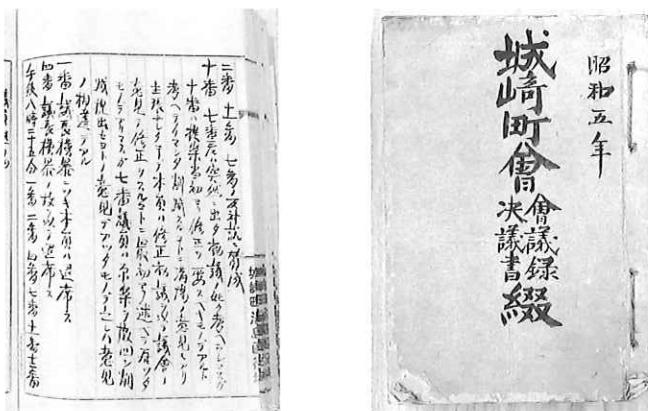
県当局はこの状況を憂慮し、井上警察部長が妥協の斡旋に乗り出し、八月四日、県庁に友田一郎県議（城崎郡、政友会）、片岡郁三、藤綱町長職務管掌、村上前助役、西村六左衛門、井上吉右衛門（「三軒衆」につぐ有力旅館）および内湯反対委員一一名を集め懇談した。その結果、「片岡郁三氏は自発的に新築浴槽の入口に鍵を施し之を警察署に於て保管すること、将来県に温泉研究会を開き県官、城崎町利害関係者及有識者を以て組織し其審議の結果には善意を以て服従すること」の調停案が成立し、県はただちに温泉調査会を組織し、松山基範京大教授を技術者として嘱託し泉源調査に積極的に乗り出した（『温泉拡充計画書』、「神戸新聞」昭3・8・15）。このように内湯問題は表面上一時凍結された。

片岡町政　内湯問題が紛糾し、城崎町の行政まで巻き込む展開を示したため、片岡父子は、来たるべき温泉審議にむけ町政掌握に積極的に乗り出す。まず片岡郁三は、藤綱町長職務管掌に代わり、昭

和四年一月三十一日町長に就任し、名譽助役に片岡派の生田達治を任命する。これを背景に四月の町議選に臨み、定員一二名にたいし、反内湯派が八名の候補者をたてたが片岡派（内湯派）は六名にしばり全員当選を果たし、片岡派は町会の半数を占めることになった（「但馬新聞」昭和8・4・15）。片岡は、親方・子方関係や湯島地区（温泉都市）と利害の異なる今津地区（農村地帯）を母体として選出される候補者との提携（片岡の友人でもある）など種々の条件を積極的に利用したと推定される。

これにたいし、昭和五年の湯島区議選では、内湯問題に利害関係の多い湯島地区のみが選出地域となることを反映し、反内湯派一〇名にたいし片岡派四名（一名中立的）と、片岡派はふるわなかつた（藤原・伊賀談）。この片岡町政にたいし、昭和五年第二回町会（三月）、第三回町会（四月）において、反対派（内湯反対派）と支持派（内湯賛成派）の攻防が激しくおこなわれる。

三月五日第一回町会一日目に臨んだ片岡町長は、昭和五年度城崎町歳入出予算を示し、「本予算ハ政府示達ノ趣旨ト町勢ノ実態ニ鑑ミ全般的ニ緊縮節約ヲ以テ編成シ、即チ前年度予算二対比シ歳入出各二割程度ヲ減額、其ノ筋〔県当局〕ニ協議ヲ経テ本日茲ニ提出シタ」など、浜口雄幸内閣（民政党）の財政緊縮方針に従つた予算の緊縮方針を説明した。これにたいし町長反対派（おもに民政党系）から、「杜撰ニシテ不都合不親切ナル予算案」（三月五日、原克太郎）などと批判が続出した。これは予算構想の違いが主要な原因ではなく、内湯をめぐる対立が町会に反映したものである。そして反対派の審議引き延ばし策にたいし、町長派は、町会四日の三月十四日強引に予算案の通過を企て（町議が六対六の同数であるので、片岡町長が兼任する町会議長の権限で町長派は案を可決できる）、反対派六町議が「議長横暴」と退席したあとに、昭和五年度予算案をさらに緊



写199 城崎町会會議録

縮方針を徹底させる形で修正可決した（昭和五年城崎町会會議録）。

史料上は昭和五年四月二十一日まで、片岡派主導の町会運営が確認され、四月二十一日町会でも、仮支出金整理案に関し、午後から反片岡派議員六名が欠席し、片岡派の六人で審議・決定がなされている。逆に、その後町会議事録が残っている六月十九日町会では、名誉助役選挙の方法をめぐり片岡派の五人（元片岡派のAは欠席）が退席し、残りの反片岡派の六人により杉本繁造（旅館業、内湯反対派）が助役に選任されるという内湯反対派の優勢が現れ、それ以降も内湯反対派の優位がつづく。その間、昭和五年五月二十一日付で片岡町長および片岡派の生田名誉助役は辞任している（同前）。

片岡町長辞任のおもな理由は昭和三年八月調停後、泉源調査が完了しないうちに泉源使用停止期間が満了に近づいたので、兵庫県（知事は民政党系の高橋守雄）が昭和五年三月二十五日付で片岡に「目下温泉調査研究中のため当分の間停止処分をなす」の指令を交付したことに対する抗対であった。このため片岡は、五

月二十日前記再停止命令を不当として兵庫県知事を相手どり処分取消の行政訴訟を提起し、二十一日町長の辞表を兵庫県知事に提出した（『温泉拡充計画書』、「神戸又新日報」昭5・5・22）。

**内湯反対派の町政** 城崎町の行政が内湯反対派に掌握された（表79）結果、片岡の行政訴訟にたいし、町は県に参加被告となり県と行動をともにした。また町は、片岡の行政訴訟に対抗し、昭和八年四月五日片岡

郁三を被告として温泉専用権確認妨害排除請求の民事訴訟を豊岡支部裁判所に提起した（『温泉拡充計画書』）。

その間、昭和七年五月中井光治兵庫県警察部長（政友系）から両派に内湯調停覚書が出される。その内容は、①県費で新泉源を得る目的で掘さくし、湧出する温泉は共同浴場に無影響の場合に、内湯設置者と共同浴場に

表79 城崎町の行政指導者

助役 名譽	町長	氏 名	任 期	職業・経歴・その他	
				松尾 寛二	井上 吉右衛門
坂本 誠一	坂本繁造	坂本繁造	昭五・一〇・三	兵庫県水上郡出身。豊橋時習館卒業後京都府吏員など。吏員で中立的。	昭六・二・三
	石田 松太郎	石田松太郎	昭九・五・三	旅館業。政友派であるが内湯問題では中立的。	昭七・二・九
			昭一・八・二	旅館業。内湯反対派の中心人物の一人。	昭一・八・二
			八・二〇	旅館業。内湯反対派。	昭一・七・二・三
			六・二〇	旅館業。内湯反対派の中心人物の一人。	昭七・二・四
			七・二・四	旅館業。内湯反対派。	昭七・二・三
			一・四	旅館業。内湯反対派。	昭八・二・一
			一・四	旅館業。内湯反対派。	昭八・二・一
			一・四	旅館業。内湯反対派。	昭八・二・一
			一・四	旅館業。内湯反対派。	昭八・二・一

〔備考〕 職業・経歴・その他は、「更貞履歴書級」および「藤原談」・「伊賀談」・「中島談」による。

ならなかつた（同前）。

ト雖モ共同浴場ノ経営上泉源ニ支障ナキ限度方法ヲ以テ震災前泉源ヲ所有セル営業者ニハ営業用内湯ヲ認ムルコト」などで、政党関係を反映して片岡側に有利になつていていた。これにたいし、町側（内湯反対派）は、「温泉湧出量豊富ならざるときは内湯を認めざること」を要求し、片岡側も「新泉源を掘盤して豊富な泉量が出ない場合でも自分の所の内湯は止めない」との意見で、両者の妥協は



写200 内湯反対ステッカー

昭和八年四月二十日投票の町議選では、内湯問題をめぐり両派がふたたび正面から争う。この結果定員一二にたいし、内湯反対派の当選八名（総得票数四二七票）、内湯派（片岡派）の当選四名（一名落選、総得票数一〇四票）で、内湯反対派の圧勝となり（「但馬新聞」昭8・4・25、「神戸又新日報」昭8・4・21）、内湯反対派は町政掌握を再確認された。

片岡町長時代に、町議選の実質的敗北など、一時期片岡派に切り崩されていた内湯反対派がこのようにふたたび勢力を回復し、団結を維持できるようになった要因として、不売同盟の運動は重要である。これは遅くとも昭和五年五月には始まつており、城崎温泉宿屋組合（内湯反対派が掌握）から指定商（内湯反対派）が発表され、組合員は指定商以外からの買入れを禁じられ、もしこの内規に違反すれば組合から除名され村八分となる可能性があった。この不売同盟は、旅館とその取引商の関係のみでなく、それを基本に内湯派の旅館・商店・職人などとのいっさいの取引・交際を禁ずるものにまで拡大し、同盟員証を各家の門柱に張り、監視団まで出して運動を徹底し、内湯派に大きな打撃を与えた（藤原談、『城崎温泉史料集』）。

内湯反対派の中心は、石田松太郎（旅館）、坂本誠一（旅館）、久保田順三（物産店）、結城寛（旅館）、原克太郎（旅館）、樋口七太郎（酒・醤油商）らで、町会・区会と町当局を掌握し反対運動を進めた。その院外団的存在として、橋本貞一郎（呉服小売兼行商）、谷垣兼吉（料理屋）、藤原金太郎（運送業）らがおり、毎日、石田、坂本ら町当局―町会グループと連絡を取り、彼らから資金援助を受け、配下の内湯反対派の青年や日雇

い人夫を使い、ビラ配り、不売同盟の監視、町民大会の準備などをこなした（藤原談）。内湯派は片岡父子を中心に、片岡父子との関係を中心に作られたグループで、同志会という名の政治団体を形成し少數ながら固い団結を保っていた（「石田手記」第11巻）。

内湯反対派の院外団幹部や同志会員の階層は、従来の町議になる階層よりもすこし下の層（昭和四年町税箇数で二五未満）の者が多く、内湯問題を契機に、これらの階層の者が町政の動向に無視できない役割を果たす状況が生じてきたことを意味している。

内湯問題を契機とした町政の実権の下降現象は、内湯反対派の区議が町議になつてゆくことでもみることができる。昭和二年十二月一日の湯島区会で湯島区内湯禁止条例設定建議書の提出者および賛成者となつた区議一人（片岡郁三を含め三名の区議欠席）のうちから、昭和四年に三人、昭和八年に五人が町議となつた。その町税箇数（出典は六五七頁の表59に同じ）は、昭和四年C（七十箇）、D（二十箇）、E（十八箇）、昭和八年C（六十箇）、F（三十三箇）、G（二十六箇）、D（二十四箇）、H（二十二箇）（同じアルズアベットは同一人物を示す）と、過半数が三〇箇未満である。

この結果、町幹部（町議含）の上層からの輩出率が低下してゆく。ここでは町税箇数四〇箇以上（昭和四年度で町内の上位三・五%以内）からの町幹部輩出率を比較すると、内湯問題が町議選の争点となつた昭和四年（一九二九）に急激に低下し、その後も低下をつづける（表80）。一九三〇年代において、「三軒衆」が長期にわたり町長職から離れ（五八〇頁の表46・表79）町政への影響力も低下していることもあわせて、内湯問題をきっかけとして町政の実権がより幅広い層に拡大していくといえる。

表80 城崎町上層者の町幹部輩出率

年 次	分布人數	町幹部人數	町幹部比率
大正十四年（一九二五）	一四人	一〇人	四三・五%
昭和四年（一九二九）	一三	二二・七	
昭和八年（一九三三）	二〇	二〇・〇	
昭和十二年（一九三七）	二六	一五・四	
	四		

〔備考〕

(1) 分布人數は、戸数割四〇箇以上であり、大正十四年で全体の二・

(2) 出典は表46に同じ。

はじまつた。日本軍は溥儀を執政として満州国の建国を宣言するがこの日本の行動はアメリカを中心に歐米列強からの反発を招き、犬養毅（政友会）内閣は満州国承認をしぶつた。この内閣は昭和七年五月海軍青年将校を中心としたクーデター（五・一五事件）で倒れ、以降政党政治は復活せず、軍部と官僚が台頭してくる。そして日本は昭和八年（一九三三）国際連盟から脱退するなどしだいに国際的に孤立してゆく。

城崎町でもしだいに戦時色が出現し（7参照）、内湯反対派幹部の町議が、昭和八年五月二日町会で「城崎町ノ内湯問題ハ國家ノ満州問題ト同ジモノデ、内湯「外湯の誤り」ハ城崎町ノ生命線デアル、如何ナル犠牲ヲ払フトモ此ノ生命線ヲ擁護セネバナラヌ」と述べたように、内湯問題が満州問題と対比して論ぜられるまでになつた。

昭和十一年  
の町民大会

民事訴訟が進行中の昭和十年（一九三五）九月十日、行政訴訟にかんし、行政裁判所で原告（片岡）勝訴の判決が出て県の鉱泉使用停止処分が取消され、内湯反対運動は新しい段階を迎える。

さて、昭和恐慌下で城崎町の内湯問題が激化してゆく間に、

国内の政治も大きな変化をとげる。中国の不平等条約撤廃を要求する民族運動が高まり、国民政府（中国）は公式に満州における日本の権益を回収することを表明した。日本陸軍とりわけ関東軍は危機感を深め武力によつて満州を中国の主権からきりはなして日本の勢力下におこうとし、昭和六年（一九三一）九月十八日南満州鉄道爆破事件をおこし満州事変が

城崎町ではまず戸主会が反対を叫んで立ち、九月二十五日、「温泉立町の精神に則り泉源権の確保と外湯主義を遵守し、絶対にその侵犯を許さず、之れが異端者の撲滅を期す」と決議した。ついで十月八日坂本町長代理助役・杉本前町長ら四五名がその決議を携え県庁に吉永警察部長を訪問し、内湯反対について陳情した。その際、坂本が「内湯問題で勝訴となつた片岡氏が上屋の使用許可を得、使用することになれば城崎町の生命を奪はれる重大な結果を生む」と述べたのをはじめとし、塙本梅吉は「佐倉宗五郎」の悲壮な決意を漏らし、久保田順三（町議）、斎藤惣三郎（元町議）らは、県当局の態度如何は「一個の片岡を救ふか、城崎町五百戸を救ふかの安危に関する問題だ」等と「血を吐くやうな陳情」を繰り返した。その後も町民大会や内湯反対実行委員会がたびたび開かれ、町内婦人会や町青年団も内湯反対に乗り出し、宿屋組合では三木屋（片岡）除名の空氣さえ現れたように、反対運動はますます拡大していった（『内湯問題戸主会一件綴』、「神戸新聞」昭10・10・9、「神戸又新日報」昭10・11・4、11・9）。

十一月になると城崎郡町村長会（会長太田日高町長）と友田県議（城崎郡選出、政友会）らが両者の調停に乗り出したが、妥協の成立は不可能であった。

そして十二月十九日、湯島区会（議長坂本誠一城崎町長代理助役）は、「湯島区ノ有スル泉源権ノ確立ニ支障ナキ様相当措置ヲ講セラレンコトヲ望ム」意見書（賛成一〇名、反対二名で可決）を城崎町に提出し、翌昭和十一年二月二十七日の城崎温泉宿屋組合定時総会では、内湯派の中心人物片岡平八郎（郁三の襲名、三木屋）、<sup>さかき</sup>甚三郎（榊屋）の除名が決議された（『城崎温泉史料集』、「神戸新聞」昭11・2・29）。

このように内湯反対運動は從来にも増して城崎町の諸階層・諸組織に広がり、激情的になつた。その理由は、

行政訴訟で片岡側が勝利し内湯実現が現実の日程にのぼったことに、世界恐慌の影響が日本に浸透し、昭和七年に共同浴場最後の地蔵湯が竣工するなど震災復興がほぼできたにもかかわらず、城崎町の景気が震災後しばらくの時期以上には好転せず（六五〇頁の表57）、多額の負債をかかえた町民のあらゆる不満が、内湯問題を契機に片岡個人およびその支持グループに集中したことが重要であろう。

当初の復興計画では、旅館復旧資金等の借入金は大正十四年から昭和四年の五カ年は利子のみ払い、昭和五年度から元金も償還してゆく予定であった。しかし「累年ノ不況ニ因リ元利金償還困難ナル」状況が生じ、それにくわえ、町税の滞納も町政の大きな問題となってきた。たとえば、昭和十年度において、年度当初の町税滞納額は一万七三五五円にものぼり、「八月十日町税督促及滞納処分ニ関スル条例ヲ設ケ滞納者ニ警告ヲ發シ、一方吏員総動員ヲ以テ滞納処分ニ着手」した結果、十二月末までに、滞納処分八七件（三八三八円）を出し、納税一万〇三八三円を收めさせたという状況であった。（昭和七年、八年、九年、十年「城崎町事務報告書」）。こうしたなかで、中小旅館・物産店等の経営者以外の、内湯に必ずしも直接の利害を有しない職人・人夫層までもが、日常の潜在的な政治不満のはけ口を求め内湯反対運動に参加していくと思われる。

三月に入ると、三木屋旅館の内湯許可はすでに県から城崎警察署長宛に届いているとの噂が流れ反対運動はますますエスカレートした。「反対派の首脳部はほとんど夜ごとに会合、同志の獲得と結束に奔走し」、内湯反対の演説会も演説半ばで警官から「中止」を命ぜられる激しいものが出てきた（「神戸又新日報」昭11・3・12、3・25、「神戸新聞」昭11・3・30）。

こうして町民騒擾に発展した四月一日の内湯反対町民大会を迎える。その日午後七時から町民大会を開催予



写201 昭和10年頃の三木屋

昭11・4・23～5・22。内湯問題は、この事件以降おもに裁判上の  
幹部および「町の元老株である」西村佐兵衛、西村六左衛門ら名望家の  
電事件の犯人の疑いで豊岡検事局へ拘引された。しかし内湯反対派の  
稳便の処置を求める陳情もあり、五月二十二日、五名の拘引者は、  
今後の反対運動は合法的に行うとの誓約書をとられ、いずれも起訴猶  
予処分となつた（「神戸新聞」昭11・4・3～5・15、「神戸又新日報」

定の町公会堂には、「日和見主義を撃退せよ」、「座して死を待つより起つて闘へ」、「我等の死線を守れ」、「町民を毒する裏切者を葬れ」等の激しいスローガンが旗に大書され林立しており、警官に撤去を命ぜられた。七時四〇分から始つた大会には約四〇〇人の参加者があり、その演説も「温泉を取つて仕舞へば三千町民は死滅のはかない、これを侵害するものは断乎として排撃撲滅せよ」（塚本梅吉）等激烈なものであつた。そして一〇時すぎに閉会になると同時に、内湯反対派の急進分子で打ち合わせてあつたとおり、城崎町域の電燈の元スイッチが切られて町全域は暗黒と化した。そのため「会場にあつた町民は喊声をあげて場外に殺到し」、「警戒の城崎署員と暗黒の路上で衝突小競合ひを演じ」、なかには三木屋を焼打しようと押しかけたグループもあつたが、警官や三木屋側の警戒もあり実行にいたらなかつた（「神戸新聞」昭11・4・3、「神戸又新日報」昭11・4・20、藤原談）。けつきよく、この夜の騒擾で十余名が検束され、そのうち五名が停電事件の犯人の疑いで豊岡検事局へ拘引された。しかし内湯反対派の



写202 城崎スキー場（桃島）

争いとなつたが、容易に結着がつかず、太平洋戦争をはさんで、戦後まで解決が持ち越される。

#### (5) 昭和恐慌への対応

浴客誘致 城崎町は北但震災の打撃から復興すべく不況の中で町の有志数名）に管理が委任された。このスキー場は、「温泉ノ付属物トシテ最モ歓迎セラレ期節ニ於テ浴客ノ来集意外ノ增加ヲ來シ」ていた（「湯島区会会議録」、「西村佐兵衛翁伝」、西村家所蔵）。日本のスキー

発祥は明治四十三年（一九一〇）に新潟県の高田であり、大正十二年（一九二三）には神鍋山にスキーが導入され、大正十四年一月に神鍋山岳スキー俱楽部が組織され、二月には但馬スキー連盟が結成されていた（『日高町史』下巻）。城崎スキー場はこのような刺激の中での、冬の温泉客の増加を目指して開設されたのである。

昭和二年七月には、城崎町は復興後の町を宣伝するため、大阪の三越百貨店、京都の大丸百貨店で山陰名産品展覧会を開催した（「西村佐兵衛翁伝」）。



写203 水上飛行機（中の島）

昭和五年（一九三〇）九月西村佐兵衛・中島久太郎（城崎郡西氣村）らは城崎町で遊覧飛行を実施し、城崎町として発足した。使用飛行機は三菱式MC一型改良の水上飛行機（乗員二名、乗客五名、速力時速一七〇キロ）で、七月二十二日円山川河口の城崎飛行場の開場式が行われ、二十七日から遊覧飛行の営業が開始された。昭和七年からは定期航空の営業もなされ、七年に城崎—鳥取、城崎—天橋立、八年に城崎—松江、十年に大阪—松江、松江—隱岐、十一年に大阪—城崎（通信省より国策統制のため大阪—松江の定期航空路線放棄を言渡さる）などが始まった。

その営業実績は、昭和八年に飛行機五台をもつまでになり、昭和九年まで徐々に向上しているが、収支決算では昭和九年に一万一二四九円五二銭の損失を出しているように経営状態はかんばしいものでなく、二・二六事件などがあり国策統制が強くなつた昭和十一年以降はかなり落ち込んでゆく（表81）。そして昭和十四年から営業できなくなり、同年末に一切の現品を大日本航空輸送株式会社へ引渡し、翌年会社を解散した（同前、「日本海航空株式会社第二期営業報告書」、結城啓家文書）。

また昭和八年から開山忌を温泉祭と改称し来客の増加をはかることとした。翌九年三月一日の区会で「多少賑カニナツタ関係上付近ヨリ

表81 日本海航空会社の実績

年 度	昭和6	昭和7	昭和8	昭和9	昭和10	昭和11	昭和12	昭和13
飛行時数	48時 43分	134時 33分	146時 39分	195時 51分	237時 34分	115時 35分	137時 47分	117時 8分
乗客数	564名	601名	586名	587名	369名	192名	164名	106名

(出典)「西村佐兵衛翁伝」

来客多数アリ」と述べられた(「区会会議録」)ように一応の効果を示した。

この他昭和十年九月から十一月にかけ城崎町と大阪鉄道管理局が提携して、土曜日に大阪を出発し播但線経由で城崎泊、日曜日に天橋立に廻遊し、山陰線経由で京都へゆき大阪へもどるという週末列車を運転した。これは運賃を三割引とし、乗車券・宿泊券其の他をクーポンとしてセット販売し、旅館でも種々のサービスに努めることになっていた。この結果、城崎町で宿泊料金など一万二四七五円の収入があり、乗車船券(一行へのサービス分の天橋立→宮津間など)・印刷物費・接待費などの費用を差し引いても、宿泊料一万一〇三九円、入浴料二八五円の実収入となつた(「温泉事務一件」昭和十年~十一年、「昭和十年特別会計週末列車収支明細書」、結城啓家文書)。

こうした努力の成果が加わり、昭和十年は昭和恐慌以降では宿泊人員、共同浴場収入ともに最大となつてゐる。しかし、それでも震災復興が一応できたという程度の段階の昭和三、四年におよばず、第一次大戦期の好況期には遠くへだたつていた(六五〇頁の表57)。

日本経済は、不況のもとで産業合理化を進めていた諸産業が円為替相場の下落を利用して飛躍的に輸出をなしたこと(外国からはソーシャルダンピングとの批判をうく)や、斎藤実内閣の高橋是清蔵相の公債発行による膨張財政によって鉱工業の生産が伸び、昭和八年(一九三三)ころには昭和恐慌以前の生産水準を回復し

た。とくに、軍需と保護政策にささえられ重化学工業がめざましく発達し、軽工業生産をうわまわるようになつた。

しかし養蚕地帯で恐慌の打撃が大きい但馬農村地帯の景気の回復は容易でなかつた（(3)参照）。但馬を選挙地盤とする斎藤隆夫（民政党）は、昭和十年二月二十四日、第六七議会で岡田啓介首相に対し、国費の大部分は軍事費に使用され、都市の一部商工業者には利益をもたらしているが、多くの国民は租税負担が高まるのみでその窮状、とりわけ農村の疲弊は少しも改善されないと（『帝国議会誌』）、軍備拡張予算に伴う農村を中心とした国内経済の矛盾を公然と追及している。

鉱工業では昭和恐慌から回復したにもかかわらず、但馬農村地帯の農民を一つの重要な顧客とする城崎温泉が不振である背景には、このような原因があつたと推定される。したがつて、城崎の当面の対応策として、農村部の湯治本位の客の減少を都市部の保養本位の客の増加で補うことが必要であった。また温泉地が湯治本位から保養本位に移りつつある時勢でもありすでに述べてきた浴客誘致の試みの多くはそのような路線にそつものである。次項では、こうした温泉地の転換構想を示したい。

城崎温泉 昭和七年（一九三二）城崎町は、東大農学部名誉教授本多静六博士を招いて城崎温泉の今後のあらわし方について問うた。本多博士は、昭和七年十月一日「城崎温泉發展策」を講演した。その内容は、「時勢は進んで病気を治すには各専門の医者にかかり病院に入ると云ふ事になつて、昔の如く上下貴賤の別なく病気を治すに湯治専門であった時代は過ぎ去」つたので、温泉場をまず保養本位に改良することが必要であるとし、そのため、①城崎付近の山水風景地の回遊道路の設置、②運動施設の整備（四〇〇メートルのトラック

クをもつた大運動場、温泉を利用した五〇メートルの温水プール、野球グランド、テニスコート、児童遊園)、(3)天然植物園・果樹園・養魚池および釣堀・展望台の設備や気比の浜・竹野浜の海水浴場の改良などであった。『城崎物語』も指摘するように、本多博士の提言は内湯問題など温泉街内部のことには触れていない。しかし逆に内湯反対派が町政を掌握している昭和七年段階にこのようなことがなされたことは、内湯派・内湯反対派ともに城崎温泉の改良について模索を始めつつあつたことを示している。

昭和十年十月二十九日には城崎町公会堂で但馬観光懇談会が開かれた。出席者は、兵庫県商工会主事宇野梢可・兵庫県観光協会梅田三郎や豊岡町・城崎町・浜坂町・村岡町・熊次村・温泉町・出石町・香住町・清滝村・竹野村・港村の町村長・助役や商工会関係者であった。各町村が一名(一)二名程度の代表しか出していないのにたいし、城崎町からは西村佐兵衛温泉協会長・坂本誠一町長代理助役・須原喜太郎助役・久保田順三商工会长・塚本梅吉宿屋組合幹事ら五人もの出席者があり(温泉事務一件)、はやい時期からの、城崎町の但馬観光にかける熱意がうかがわれる。

そのほか、昭和十年頃には町長代理助役(町長不在、湯島区会議長兼任)や区会議員により、熱海・伊豆山・湯河原・伊東・箱根などの温泉地の視察がなされている(「区会会議録」)。

しかしこの間、本多博士の提言にあるような温泉街の外の城崎温泉の改良という点では桃島第一スキー場や来日山第三スキー場などの拡張事業が若干なされたにすぎない(「吏員事務引継一件」)。それはなによりも、不況下でしかも震災復興について多額の負債をおつてゐる城崎町の財源難の問題であつた。

そのため昭和十一年(一九三六)四月七日坂本誠一町長代理助役は、城崎町が港村とともに国の都市計画法

適用町に指定されて国費補助を得て温泉地の発展をはかる案を町会に提出した。この案はすぐには決定せず、内湯問題をめぐる四月一日騒擾の余波が一段落した十月十九日に再び類似の案が町会に諮問され、城崎町が山村と「共ニ都市計画区域ニ編入以テ諸般ノ施設計画ヲ進メ、交通・衛生・区画整理・風致保存等之等ノ実現ニ努メ」、「遊覧施設ヲ加味シタル温泉地トシテ之レガ実現ノ速力ナカラソコトヲ望ム」ことを、町会は答申した（「城崎町会会議録」）。しかしそれらが実現することはなかつた。

昭和十二年（一九三七）七月七日の蘆溝橋事件を契機とする日中戦争の全面化は、城崎温泉の不振をもたらす（表57）とともに、温泉改良構想の可能性をさらに狭くしていった。昭和十三年には石田松太郎町長・西村佐兵衛温泉協会長の名で、岡田周造兵庫県知事宛に、陸軍療養所の設置などともからめて城崎温泉の改良への経済的援助の嘆願書が書かれるが、これらの実現は戦時体制下では不可能であり、逆に温泉は荒れるにまかせられてゆくようになる。

**電燈料金値下げ運動** 昭和恐慌下の但馬において昭和五年（一九三〇）から六年にかけ豊岡町商工会を中心に京都電燈会社に対し電燈料金値下げ運動が盛り上がる。電燈料金値下げ運動は、不況の深刻化の中で物価が下落し相対的に高くなつた電燈料金の値下げを求めるもので、昭和二年に富山県で発生し、料金値下げを実現したことから全国的に波及し、昭和三年十月には早くも一道一府二九県に発生し、翌四年には発生しない府県がほとんどないほどに広がつた。

震災復興の負債と不況に悩む城崎町の人々も、昭和五年九月二十一日豊岡町で開かれた三丹商工連合会（丹後・丹波・但馬の各町村の商工会の連合会）から本格化するこの運動に積極的に干与してゆく。

まず、昭和六年一月になると豊岡町で商工会が中心となり、豊岡町電燈電力料金値下げ期成同盟会が組織せられ減燈から料金支払延期などの実力行使を考慮する方針が可決された（「社会運動通信」昭6・1・27、2・1）。

この方針に応じ、城崎町でも一月二十五日商工会主催の下に町公会堂で需要者大会を開催した。会衆は三百余名で、久保田順三（物産店）商工会長が開会の辞を述べ、座長に西村彦七（旅館）を推し、この会を期成同盟会と名づけた。そして三丹商工連合会と協力相提携して電燈電力料金の値下げの目的を貫徹するという宣言を決議し、実行委員会四七名を推薦した。城崎町全域で一ヶ月間に五万五〇〇円の料金を払つており、要求の値下額二割が実現すれば、一万二〇〇〇円の負担軽減となり、これは町一カ年の町税戸数割総額一万四三九二円の大部分を補う額であった（同前、昭6・2・3）。

二月二十六日には、城崎町の西村屋旅館で、三丹各地の電燈電力料金値下げ期成同盟会長並びに役員および商工会長ら五十名が会合し、三丹電燈電力料金値下期成同盟会が結成され、本部を福知山町に置き、支部を柏原・綾部・新舞鶴・宮津・豊岡・八木・峰山の七カ所に置くことになった（同前、昭6・3・4）。

これらの動きは各町村の行政当局の支持を受けており、三月十九日豊岡町の期成同盟会は、全但のトップをきり三月分から問題解決にいたるまでの料金不払いを決議し、料金は実行委員で保管することにした。しかし、商店（春の商戦）・農家（農繁期・養蚕）とともに電燈を必要とする春をむかえ、最強硬の豊岡町でも結束が乱れ始める。（同前、昭6・3・24、3・27、4・21）。

三丹商工連合会および三丹電燈電力料金値下期成同盟会は、四月六日の連合協議会（福知山町）の結果、京

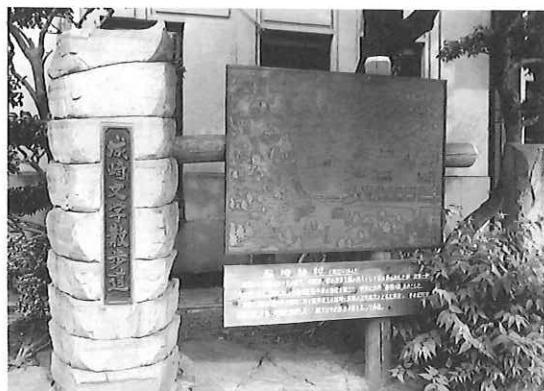
都府・兵庫県両警察部長に調停を依頼することに決し、七日それを申し入れた。四月三十日両府・県警察部長の調停で、この運動は一応解決する。条件は、従来の料金より一割値下げを七月一日から実施するというものであつたが、それでも一六燭七二銭、五〇燭一円四〇銭で、東京（六〇銭と一円）、大阪（五〇銭と一円一〇銭）、京都（七三銭と一円）などの大都市部に比べてかなり割り高であつた（「社会運動通信」昭6・4・2～5・20、「豊岡商工会会報」昭6・1・1、5・1）。

このため運動側は一応調停を受け入れるが強い不満を残した。六月に入つても但馬地方の代表者（城崎は久保田順三）五人が、中国電燈（京都電燈に比べ電燈料は大差ないが電力料金が二～三割安い）に対し、但馬五郡および丹波二郡（多紀・氷上）の配電区域を京都電燈から買収することを申し入れている（「社会運動通信」昭6・6・12）。

昭和八年九月にも但馬地方の商工会・農会が中心となつた電燈料金値下げの動きが再燃しかかつた（同前、昭8・9・20）。また昭和九年一月二十七日の城崎町会では、「京都電燈株式会社ニ対シ電燈及電力料金ノ値下ヲ交渉シ会社ガ之ニ応ゼザルトキハ供給区域ノ買収ヲ交渉スルモノトス、右交渉ハ城崎郡町村長会幹事長ニ委任ス」との案が提出、可決されていることが確認される（「城崎町会一件綴」）。

#### (6) 復興後來遊した文人

島崎藤村と与謝野夫妻しての地位を回復し、昭和二年（一九二七）の島崎藤村を先がけとして、作家・詩人らが相ついで來遊、文学の舞台としてもよみがえつていった。



写204 城崎駅前文学碑（昭和56年島崎藤村）

島崎藤村（一八七二—一九四三）の『山陰土産』は、昭和二年七月大阪朝日新聞から依嘱された山陰旅行の紀行文であるが「一、大阪より城崎へ」の中で、福知山経由城崎までの車窓風景や珍しい駅名の読み方などを記し、七時間の夏の汽車の旅の末、ようやく復興途上の城崎の宿（ゆとうや）に着いている。

「新しい木の香のする宿の二階からは町の空が見える。新築中の家々の望まれる方に行つて見た。そこにもここにも高く足場がかって、木を削るかんなの音が聞えてくる。あちこちの二階のてすりに浴衣など干してあるのも温泉地らしい。工事小屋から立ち登る煙もその間に見えて、さかんな復興の氣象が周囲に満ちあふれていた。（中略）

多くの浴客がいり込む場所と見えて、軒をつらねた温泉宿の数も多い。震災前まではその数が五、六十軒であったのに、新築中のものがすっかり出来上つたら百軒にも上るであろうと聞く。停車場まで出迎えに来てくれた宿の若主人からその話を聞いて、よくそれでもこんなに町の復興がはかどったものだと私がいつて見たら、

『みんな一生懸命になりましたからね。この節はすこしだれて来ましたが、ひとつの町の人達の意気込というものは、それはすさまじいものでしたよ。これまでに家のそろつたのもそのおかげなんですね。』